

平成24年3月16日
復興庁

復興推進計画の認定について

平成24年2月29日付け、福島県から申請があった復興推進計画について、3月16日付けで認定します（認定番号福島第1号）。概要は以下のとおりです。

● 薬事法施行規則に係る特例

【対象区域】

福島県全域

【特例の内容】

薬事法施行規則により、「総括製造販売責任者」及び「責任技術者」に課されている実務経験3年以上との要件を、県知事または県知事から委託を受けた者が実施する特別講習を修了すれば不要とするもの。

認定を受けた復興推進計画については、復興庁ウェブサイト (<http://www.reconstruction.go.jp/>) において本日よりご覧になれます。

なお、認定書の交付を以下のとおり行う予定です。

○ 平成24年3月16日（金）17時： 福島復興局
（上記時間は、変更となる可能性があります。）

本件連絡先：

復興庁

復興特区班 前島、臼井、佐々木、大村、荻野、松田

TEL：03-5545-7365

福島復興局 坂、小野寺、國分

TEL：024-522-8519